

災害時における相互支援に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）、宮崎県幼稚園連合会（以下「乙」という。）、一般社団法人宮崎県保育連盟連合会（以下「丙」という。）及び宮崎県認定こども園協会（以下「丁」という。）は、災害時等における相互支援に關し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宮崎県内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、かつその被害が大規模となった、又は大規模となるおそれがある場合における甲、乙、丙及び丁の相互支援について、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつその被害が大規模となった、又は大規模となるおそれがある場合、支援が可能な乙、丙又は丁に加盟する施設（以下「支援可能施設」という。）は、支援を必要とする乙、丙又は丁に加盟する施設（以下「要支援施設」という。）に対し、それぞれの事務局と甲との調整を通して、次に掲げる事項を、可能な範囲で支援するものとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 子どもの受入
- (3) 物資の提供

2 支援可能施設は、前項各号の支援可能な範囲について、乙、丙及び丁のそれぞれの事務局から依頼があったときは、速やかに、それぞれの事務局に対し、文書により登録するものとする。

（支援の要請手続）

第3条 要支援施設が支援を要請する場合は、加盟する団体の事務局を通して、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 支援要請内容
- (3) 必要とする支援の期間

(4) その他必要な事項

2 甲は、乙、丙及び丁の事務局のいずれかより、前項の支援の要請を受けたときは、支援可能施設を有する乙、丙及び丁の事務局と連絡調整の上、最適な支援体制の構築に努めるものとする。

(報告)

第4条 第2条に規定する支援を受けた要支援施設の加盟する団体の事務局は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 要支援施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援を受けた期間
- (4) その他特記事項

(費用負担)

第5条 この協定に基づく支援は、原則無償で提供するものとする。

(平常時の対応)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に基づく相互支援が災害時に円滑に行われるよう、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 年度当初における連絡体制の確立
- (2) 相互支援に関する研修又は訓練の実施

(事務局)

第7条 この協定に関する事務局は、甲にあってはこども政策課に置き、乙、丙及び丁にあってはそれぞれの事務局に置くものとする。

2 甲は、この協定に関する甲、乙、丙及び丁間の連絡調整を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙、丙又は丁が文書をもって有効期間満了日1か月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。なお、平成29年度については、有効期間は平成30年3月31日までとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁で協議し、決定する。

2 この協定の内容については、必要に応じて見直しを行うものとする。

平成29年9月8日

甲 宮崎県
宮崎県知事 河野俊嗣



乙 宮崎県幼稚園連合会
会長 森迫建博



丙 一般社団法人宮崎県保育連盟
理事長 横山楳子



丁 宮崎県認定こども園協会
会長 伊豆元精

